



# 金 沢 市 公 報

号外第13号の2

令和8年(2026年)3月31日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則 (総務課) 9
○行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則 (総務課) 1	1	○金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業水産振興課) 9
○公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課) 2	2	○金沢市医療法施行細則及び金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則 (地域保健課) 10
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 2	2	○金沢市情報セキュリティに関する規則を廃止する規則 (デジタル政策課) 12
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 3	3	●訓令甲
○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 4	4	○金沢市文書管理規程の一部改正について (文書法制課) 13
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 4	4	●告 示
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則 ( " ) 6	6	○金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱の一部改正について (健康政策課) 13
○金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則 ( " ) 8	8	

## 規 則

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

### ●金沢市規則第25号

行政組織の見直しに伴う関係規則の整理に関する規則

(金沢市職員職名規則の一部改正)

第1条 金沢市職員職名規則(昭和28年規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「場長補佐」を「場長補佐 担当場長補佐」に改める。

(金沢市財務規則の一部改正)

第2条 金沢市財務規則(昭和39年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「教育次長」を「教育委員会事務局長」に改める。

(市長事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第3条 市長事務の補助執行に関する規則(昭和40年規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1号中「金沢市教育委員会事務局教育次長」を「金沢市教育委員会事務局長」に改める。

(金沢市事務決裁規則の一部改正)

第4条 金沢市事務決裁規則(昭和60年規則第31号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とする。

第12条(見出しを含む。)、第12条の2及び第15条第2項中「教育次長」を「教育委員会事務局長」に改める。

## 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

## ●金沢市規則第26号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、第9条、第10条第1号、第11条第3号並びに第19条」を「並びに第9条」に改める。

第5条から第7条までを削る。

別表第1中

「一般財団法人石川県民ふれあい公社  
公益財団法人金沢コンベンションビューロー」を  
「一般財団法人石川県民ふれあい公社」に、  
「公益財団法人金沢子ども科学財団  
公益財団法人金沢市スポーツ事業団」を  
公益財団法人金沢市水道サービス公社  
「公益財団法人金沢子ども科学財団」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

一般社団法人金沢港振興協会

一般社団法人金沢市観光協会

地方税共同機構

別表第3を削る。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

## ●金沢市規則第27号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条の4中「初任給調整手当は」を「初任給調整手当（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）は、」に改める。

第4条第1項第2号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者にあつては、年額1,500,000円以上）」を加える。

別表第2市長の事務部局の項中「交通政策監 営業政策監」を「市長室長 卸売市場長」に、「次長 市長室長 卸売市場長」を「次長」に、「調査統計室長」を「都市再生推進室長」に、「文化活動支援室長 金沢港活性化推進室長 企業誘致室長」を「企業誘致室長 誘客推進室長」に、「市場再整備室長 公設花き地方卸売市場事務局長 近江町交流プラザ館長 森本市民センター所長 元町市民センター所長 新神田市民センター所長 湊市民センター所長 生活衛生室長」を「公設花き地方卸売市場事務局長 湊市民センター所長」に、「福祉健康センター所長 食肉衛生検査所長 青少年健全育成センター所長」を「福祉健康センター所長」に、「東部環境エネルギーセンター所長 建物安全推進室長 空き家活用室長」を「戸室新保理立場長 西部管理センター所長 建物安全推進室長」に、「都市再生推進室長」を「調査統計室長」に、「営業戦略室長 誘客推進室長」を「文化活動支援室長 営業戦略室長 金沢港活性化推進室長 市場再整備室長 森本市民センター所長 生活衛生室長 地域保健課医長」に、「戸室新保理立場長 西部環境エネルギーセンター所長 設計技術管理室長」を「西部環境エネルギーセンター所長 東部環

境エネルギーセンター所長 空き家活用室長」に、「かけ地対策室長」を「かけ地対策室長 被災地区復旧推進室長」に、「及び担当所長」を「、担当所長及び担当室長」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「教育次長」を「教育委員会事務局長」に、「担当事務局長補佐」を「担当所長」に、「金沢市立工業高等学校教頭」を「学びの多様化学校開設準備室長 金沢市立工業高等学校教頭」に改め、同表議会の事務部局の項中「2種」を「3種」に、「3種」を「5種」に改め、同表選挙管理委員会の事務部局の項から農業委員会の事務部局の項までを次のように改める。

選挙管理委員会の事務部局	書記長	3種
監査委員の事務部局	事務局長	2種
	事務局次長	3種
農業委員会の事務部局	事務局長 事務局次長	3種

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第28号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表市長の事務部局の項中「保育所長、担当所長補佐」を「保育所長、所長補佐、担当所長補佐」に、「担当室長補佐、」を「室長補佐、担当室長補佐、担当場長補佐、」に、「及び管理技能長」を「、管理技能長及び管理調理長」に、「保育所長、所長補佐」を「金石市民センター所長、泉野市民センター所長、駅西市民センター所長、近江町市民センター所長、保育所長、館長補佐、所長補佐」に改め、「、担当局長補佐、室長補佐」を削り、「及び事務局長補佐」を「、事務局長補佐及び担当事務局長補佐」に、「東京事務所長」を「調査統計室長」に改め、「市場再整備室長」の次に「、近江町交流プラザ館長」を加え、「森本市民センター所長、元町市民センター所長、新神田市民センター所長及び湊市民センター所長」を「金石市民センター所長、泉野市民センター所長、駅西市民センター所長、湊市民センター所長及び近江町市民センター所長」に改め、「」の次に「、生活衛生室長」を、「児童家庭相談室長」の次に「、こども相談センター所長」を加え、「設計技術管理室長、建物安全推進室長」を「東部環境エネルギーセンター所長、空き家活用室長」に改め、「、生活道路室長」を削り、「、所長補佐及び館長補佐」を「及び所長補佐」に、

「	7級	調査統計室長、検査員室長、卸売市場長、公設花き地方卸売市場事務局長、近江町交流プラザ館長、生活衛生室長、森本市民センター所長、元町市民センター所長、新神田市民センター所長、湊市民センター所長、青少年健全育成センター所長、こども相談センター所長、幼児教育センター所長、東部環境エネルギーセンター所長及び空き家活用室長の職務	を
	8級	市長室長の職務	

「	7級	東京事務所長、検査員室長、公設花き地方卸売市場事務局長、湊市民センター所長、幼児教育センター所長、建物安全推進室長及び生活道路室長の職務	に、
---	----	--	----

「交通政策監及び営業政策監」を「市長室長及び卸売市場長」に改め、同アの表教育委員会の事務部局の項中

「	教育委員会の事務部局	4級	担当事務局長補佐、指導主事、主任管理主事、総括校舎管理長及び管理調理長の職務	を
---	------------	----	--	---

教育委員会の事務局	3級	指導主事の職務	に
	4級	担当事務局長補佐、担当館長補佐、指導主事、主任管理主事、総括校舎管理長及び管理調理長の職務	

改め、「担当所長補佐」の次に「、室長補佐、事務局長補佐」を、「生徒指導支援室長」の次に「、学びの多様な学校開設準備室長」を加え、「、事務局担当局長」を削り、「学校教育センター所長」を「担当所長」に、

	9級	教育次長の職務	を
--	----	---------	---

	8級	学校教育センター所長の職務	に
	9級	教育委員会事務局長の職務	

改め、同アの表選挙管理委員会の事務局の項中

選挙管理委員会の事務局	6級	書記次長の職務	を
	8級	書記長の職務	

選挙管理委員会の事務局	4級	担当書記次長補佐の職務	に
	5級	書記次長の職務	
	6級	書記長の職務	

改め、同アの表監査委員の事務局の項中「事務局次長及び事務局次長補佐」を「事務局担当次長補佐」に改め、「事務局長」の次に「及び事務局次長」を加え、同表イの表中

市長の事務局	2級	医長の職務	を
--------	----	-------	---

市長の事務局	2級	医長の職務	に
	3級	医長の職務	

改め、同表ウの表中「食肉衛生検査所長、」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第29号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出しを「(初任給調整手当等)」に改め、同条中「扶養手当」を「初任給調整手当（第2種初任給調整手当に限る。）、扶養手当」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第30号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年規則第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条の3」の次に「及び第10条の4」を、「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第2条の見出しを「（第1種初任給調整手当の支給職）」に改める。

第3条の前の見出し中「職員」を「第1種初任給調整手当を支給される職員」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第4条及び第5条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第6条の前の見出し中「支給期間」を「第1種初任給調整手当の支給期間」に改め、同条第1項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「している職員」の次に「（第13条第3号において「育児短時間勤務職員等」という。）」を、「平成7年条例第4号」の次に「。以下「服務等条例」という。」を加え、同条第2項及び第3項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第7条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第7条の2の見出し中「職員」の次に「の第1種初任給調整手当」を加える。

第8条の見出し中「支給」を「第1種初任給調整手当の支給」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第9条の見出し中「支給要件」を「第1種初任給調整手当の支給要件」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の6条を加える。

（第2種初任給調整手当の特定額に関して市長が定める職員及び額）

第10条 条例第10条の4第1項の市長が定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として市長が定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）

当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額

(2) 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第6項及び第7項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

（第2種初任給調整手当の基準額）

第11条 条例第10条の4第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額は、次の表に掲げる額とする。

職員の在勤する地域	基準額
東京都	1,226円
石川県	1,054円

（第2種初任給調整手当の支給期間の終期）

第12条 条例第10条の4第1項の市長が定める日は、特定額が基準額（同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。）以上となった日の前日とする。

（第2種初任給調整手当の支給額）

第13条 条例第10条の4第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号から第4号までに掲げる職員以外の職員 基準額と特定額との差に服務等条例第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額）

(2) 定年前再任用短時間勤務職員 前号に定める額に服務等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた額)

(3) 育児短時間勤務職員等 第1号に定める額に服務等条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は金沢市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和7年条例第1号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員 第1号に定める額に服務等条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第14条 条例第10条の4第3項の市長が定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条第1号中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

#### 附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年条例第32号。次項において「令和4年改正条例」という。)附則第13条第1項に規定する暫定再任用職員は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)第5条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(次項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、改正後の第10条の規定を適用する。

3 令和4年改正条例附則第13条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第13条(改正後の第14条第3項の規定において読み替えて準用する場合を含む。)の規定を適用する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

#### ●金沢市規則第31号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則(昭和33年規則第42号)の一部を次のように改正する。

第3条中「条例第13条第1項に」を「同項に」に、「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは同条第3項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「額」を「額若しくは駐車場等の料金」に改める。

第4条中「定期券」を「定期券」に改め、「提示」の次に「又は第10条の2に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第8条第1項第1号中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改め、同項第2号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第8条の3第1号中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2号中「1箇月」を「1か月」に、「額以上」を「額(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。)にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)以上」に、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「1箇月」を「1か月」に、「額未満」を「額(駐車場等利用職員にあっては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)未満」に、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改め、同条を第8条の4とする。

第8条の2中「1箇月」を「1か月」に改め、同条を第8条の3とする。

第8条の次に次の1条を加える。

(自動車等使用者の支給額)

第8条の2 条例第13条第2項第2号の市長が定める額は、別表のとおりとする。

第9条中「1箇月」を「1か月」に改める。

第10条の2第3項中「第13条第3項」を「第13条第4項」に改め、同項第1号中「1箇月」を「1か月」に改め、同項第2号中「1箇月」を「1か月」に、「及び同号」を「、同号に定める額及び同条第3項第1号」に改め、同条を第10条の5とする。

第10条の次に次の3条を加える。

(駐車場等の要件)

第10条の2 条例第13条第3項の市長が定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 勤務箇所の周辺又は第4条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設(自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。)でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第11条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不相当であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

(駐車場等に係る通勤手当が支給されない職員)

第10条の3 条例第13条第3項の市長が定める職員は、第8条の4第2号に掲げる職員とする。

(駐車場等に係る通勤手当の額)

第10条の4 条例第13条第3項第1号の市長が定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円)とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
  - ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額
  - イ 駐車場等の料金を定める期間(月又は年によって定めた期間に限る。)が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
  - ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額  
 第11条の2第1項中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し、若しくは終了し」に、「額に」を「額若しくは駐車場等の料金に」に改め、同条第2項中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改め、同項第1号中「第8条の3第1号」を「第8条の4第1号」に、「運賃相当額及び」を「運賃相当額、」に、「定める額」を「定める額及び同条第3項第1号に定める額」に、「すべて」を「全て」に改め、同項第2号イ中「第10条の2第3項各号」を「第10条の5第3項各号」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第3項中「第13条第4項」を「第13条第5項」に改める。

第11条の3第1項中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改め、同項第1号中「6箇月」を「6か月」に改め、同項第2号中「1箇月」を「1か月」に改め、同条第2項第2号中「育児休業をし」の次に「、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。)により」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第8条の2関係)

自動車等の片道の使用距離		支 給 額
キロメートル以上	キロメートル未満	
		円
	4	2,200
4	6	4,400

6	8	5,200
8	10	6,100
10	12	7,300
12	14	8,500
14	16	9,700
16	18	10,950
18	20	12,200
20	22	13,500
22	24	14,750
24	26	16,000
26	28	17,250
28	30	18,500
30	32	19,700
32	34	20,950
34	36	22,200
36	38	23,450
38	40	24,700
40	42	25,900
42	44	27,200
44	46	28,500
46	48	29,800
48	50	31,050
50	52	32,300
52	54	33,600
54	56	34,900
56	58	36,200
58	60	37,450
60		38,700

附 則

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から駐車場等（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和8年条例第5号）第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第7条）第13条第3項に規定する駐車場等をいう。）を利用している職員であって、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において同項の職員たる要件を具備するに至った者は、改正後の第3条の規定の例により、その実情を届け出なければならない。

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第32号

金沢市職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市職員等旅費条例施行規則（令和7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条中「初任給調整手当」の次に「（第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第18条第1項中「掲げの方法」の次に「とし、旅行命令権者が次の各号のいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行った次の各号の規定により算定した額の合計額」を加え、同項第3号ただし書中「第1号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に改め、「当該額とする」の次に「（第1項本文に規定する現に運送を行った同項各号の規定により算定した額を合計する場合であって、第1号の規定により算定した額と合計

するときは、この限りでない。)を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の金沢市職員等旅費条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）（第12条を除く。以下この項において同じ。）の規定は、この規則の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に金沢市職員等旅費条例（昭和25年条例第35号。以下この条において「条例」という。）第2条第1号に規定する旅行命令権者（以下この項において「旅行命令権者」という。）が条例第4条第1項に規定する旅行命令等（以下この項において「旅行命令等」という。）を発する旅行、退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合において条例第3条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行、退職等となった場合又は死亡した場合において同条第2項の規定により旅費を支給する旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が条例第4条第2項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に条例第3条第6項及び第7項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第33号

金沢市公舎貸与規則の一部を改正する規則

金沢市公舎貸与規則（昭和32年規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1東京公舎3号の項を削り、同表東京公舎4号の項中「東京公舎4号」を「東京公舎3号」に改め、同表東京公舎5号の項中「東京公舎5号」を「東京公舎4号」に改め、同表東京公舎6号の項中「東京公舎6号」を「東京公舎5号」に改め、同表東京公舎7号の項中「東京公舎7号」を「東京公舎6号」に改め、同表東京公舎8号の項中「東京公舎8号」を「東京公舎7号」に改め、同表東京公舎9号の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第34号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第4条中「前条」を「前条第1項」に改める。

第8条中「裁決委員は、」の次に「第62条の3第3項の規定による」を、「及び」の次に「第63条第1項の規定による」を加え、「申立ての裁決」を「申立て」に、「属する事務」を「属するもの」に改める。

第16条を次のように改める。

(投票委員)

第16条 投票委員は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 法第22条において読み替えて準用する法第6条の規定による勝馬投票券（以下「勝馬投票券」という。）の発売に関する事務

(2) 法第22条において読み替えて準用する法第8条の規定による払戻金（以下「払戻金」という。）の交付に関する事務

(3) 法第22条において読み替えて準用する法第12条第6項の規定による返還金（以下「返還金」という。）の交付に関する事務

第3章の章名中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第19条第1項及び第2項第5号中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項第6号中「騎乗申込み」を「騎乗の申込み」に改める。

第23条の見出しを「(出走の申込み)」に改め、同条第5項中「出走申込みが」を「出走の申込みをすることが」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「出走申込み」を「出走の申込み」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「馬主（共有馬の場合にあっては、共有代表馬主。第28条第1項、第29条第1項及び第2項並びに第63条第1項において同じ。）は、競馬に馬を出走させようとするとき」を「前項の出走の申込み」に、「提出しなければ」を「市長に提出してしなければ」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

馬主（共有馬の場合にあっては、共有馬代表馬主。第28条第1項、第29条第1項及び第2項、第63条第1項並びに第68条第1項第3号において同じ。）は、競馬に馬を出走させようとするときは、出走の申込みをしなければならない。

第24条第1項中「出走申込み」を「出走の申込み」に、「前条第1項」を「前条第2項」に改める。

第25条の見出しを「(騎乗の申込み)」に改め、同条第2項中「騎乗申込み」を「騎乗の申込み」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「騎手は、競馬において騎乗しようとするとき」を「前項の騎乗の申込み」に、「提出しなければ」を「市長に提出してしなければ」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

騎手は、競馬において騎乗しようとするときは、騎乗の申込みをしなければならない。

第26条から第28条までの規定中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第37条に見出しとして「(禁止薬物の影響下にある馬の出走制限等)」を付する。

第69条中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第71条中「(」の次に「賞金等の返還の原因となった馬が」を加え、「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第73条第1項中「出走申込み」を「出走の申込み」に、「騎乗申込み」を「騎乗の申込み」に改め、同条第2項中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

第85条第1項中「競馬場の入場者からは」を「市長は、競馬場の入場者から、」に改め、同項ただし書中「おいて」の次に「読み替えて」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 市長は、特別観覧席の利用者から、別表第5に掲げる特別観覧席料を徴収する。

第85条に次の1項を加える。

4 市長は、特に必要があると認めるときは、特別観覧席料を減免することができる。

第94条及び第95条中「出走申込み」を「出走の申込み」に改める。

別表第4の次に次の1表を加える。

別表第5（第85条関係）

区分	定員	単位	金額
シングル席	1人	1人につき	1,000円
ボックス席	4人	1席につき	4,000円

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第4条、第8条及び第16条の改正規定、第3章の章名の改正規定、第19条、第23条（見出しを含む。）第24条、第25条（見出しを含む。）及び第26条から第28条までの改正規定、第37条に見出しを付する改正規定並びに第69条、第71条、第73条、第94条及び第95条の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市医療法施行細則及び金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第35号

金沢市医療法施行細則及び金沢市衛生事務委任に関する規則の一部を改正する規則

(金沢市医療法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市医療法施行細則(平成9年規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同条第5号の2中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に、「様式第5号の2」を「様式第5号の3」に改め、同号を同条第5号の3とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(5)の2 法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出書 様式第5号の2

第2条第6号中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同条第7号中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改め、同条第22号中「若しくは第3項」を「、第3項若しくは第4項」に改める。

様式第4号(表)中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同様式(裏)中

「7 薬剤師が勤務するときは、その氏名」を

「7 薬剤師が勤務するときは、その氏名

に

8 勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨」に改める。

様式第5号中「第8条」を「第8条第1項」に改める。

様式第5号の2中「助産所」の次に「・オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設者(設置者)」に、「開設の」を「開設(設置)の」に改め、同様式を様式第5号の3とし、様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2(第2条関係)

オンライン診療受診施設設置届出書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

設置者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、  
名称及び代表者の氏名〕

次のとおりオンライン診療受診施設を設置したので、医療法第8条第2項の規定により届け出ます。

名 称	
設 置 の 場 所	
敷 地 の 面 積 及 び 平 面 図	
建 物 の 構 造 概 要 及 び 平 面 図	
(法人の場合) 定 款、寄 附 行 為 又 は 条 例	
(法人の場合) 管 理 及 び 運 営 の 責 任 者 の 氏 名 及 び 連 絡 先	
設 置 年 月 日	

様式第6号中「助産所」の次に「・オンライン診療受診施設」を加え、「開設者」を「開設者(設置者)」に、「(助産所)」を「・助産所・オンライン診療受診施設」に、「開設の」を「開設(設置)の」に改める。

様式第7号中「診療所(助産所)開設者」を

「 診療所・助産所開設者

オンライン診療受診施設設置者」

に、「失そう」を「失踪」に、「失そう者」を「失踪者」に、「開設者が」を「開

設者(設置者)が」に、「失そうの」を「失踪の」に、「開設の」を「開設(設置)の」に、「開設者の」を「開設者(設

置者)の」に改める。

様式第22号中「診療所・助産所許可(届出)」を「診療所・助産所開設許可(届出)」に、「開設者」を「開設者(設置者)」に、「事項の」を「・オンライン診療受診施設の設置届出事項の」に改め、「第4条第3項」の次に「・第4条第4項」を加え、「開設の」を「開設(設置)の」に改める。

様式第23号中「(助産所)」を「・助産所」に、

「  
5 嘱託医師の住所及び氏名

住	所		を
氏	名		

「  
5 嘱託医師の住所及び氏名

住	所		に
氏	名		

6 診療所については、その勤務する医師又は歯科医師がオンライン診療を行うときはその旨

--

改める。

(金沢市衛生事務委任に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市衛生事務委任に関する規則(昭和23年規則第89号)の一部を次のように改正する。

第2条第17号ア中「助産婦」を「助産師」に改め、同号ウ中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同ウの次に次のように加える。

ウの2 医療法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出の受理に関すること。

第2条第17号エ及びオ中「又は助産所」を「、助産所又はオンライン診療受診施設」に改め、同号カ中「又は助産所の開設者」を「若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者」に、「失そう」を「失踪」に改め、同号ク中「助産婦」を「助産師」に改め、同号サ中「管理者」の次に「若しくはオンライン診療受診施設の設置者」を加え、「若しくは助産所の立入検査」を「、助産所若しくはオンライン診療受診施設の立入検査」に改め、同号シ中「又は助産所の開設者又は管理者」を「若しくは助産所の開設者若しくは管理者又はオンライン診療受診施設の設置者」に改め、同号セ中「医師及び歯科医師」を「臨床研修等修了医師及び臨床研修等修了歯科医師」に、「助産婦」を「助産師」に改め、同号ソ中「医師若しくは歯科医師」を「臨床研修等修了医師若しくは臨床研修等修了歯科医師」に、「助産婦」を「助産師」に改め、同ソの次に次のように加える。

ソの2 医療法施行令第4条第4項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出事項の変更の届出の受理に関すること。

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市情報セキュリティに関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第36号

金沢市情報セキュリティに関する規則を廃止する規則

金沢市情報セキュリティに関する規則(平成15年規則第86号)は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第2号

庁 中 一 般

金沢市文書管理規程（令和3年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

第2条第4号中「金沢市情報セキュリティに関する規則（平成15年規則第86号）第2条第3号に規定する情報システム」を「電子計算機及びその周辺機器（ネットワークを含む。）並びにソフトウェアから構成された個別の業務を行う仕組み」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第82号

金沢市公衆浴場施設等整備補助金交付要綱（昭和56年告示第25号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

金沢市長 村 山 卓

別表中

温水器の整備	800,000円	を
温水器の整備	800,000円	に
配管設備の整備	800,000円	

改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に行う公衆浴場の施設等の整備について適用する。

令和8年(2026年)3月31日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄